

中間前払金制度について

■中間前払金制度の目的

建設業者の資金調達支援に対応することを目的とします。

■メリット

- ・部分払の際の工事出来高検査の書類作成が不要となり、工事の一時中断もありません。
- ・中間前払金を利用することにより、資金繰りが改善されます。

■中間前払金を請求できる工事

下表の条件を満たし、前払金を受けている土木工事、建築工事及び設備工事（土木、建築に関する工事の設計及び調査並びに測量は除きます。）

	請負金額	工期	割合	上限金額
中間前払金制度	130万円超	制限なし	2割	1億円

※契約前に中間前払金の対象でないと明示されているものは除きます。

※中間前払金を選択した場合には部分払の請求はできません。

■請求条件

次の条件にすべて該当することが必要です。

- ・工期の2分の1を経過していること
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- ・工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

■請求手順

- (1) 中間前払金を希望する場合は、契約締結時に中間前払金希望届出書を提出してください。
- (2) 請求条件を満たしてから、水道部工務課に次の書類を提出してください。
認定請求書、工事履行報告書、工程表、進捗出来高算定シート
工務課にて要件を満たしていることを確認します。必要に応じ追加の資料が求められる場合もあります。
- (3) 総務課から認定調書を交付します。
交付時、前金払申請書/請求書（A5判横型）用紙と振込依頼書をお渡しします。
振込先口座は、竣工後の代金振込先とは異なる口座を指定してください。
- (4) 認定調書を添え、保証会社に中間前払金保証の手続きをしてください。
- (5) 保証会社が請負業者に対し中間前払金の保証証書を発行します。
- (6) 保証証書を添え、総務課に前金払申請書/請求書（A5判横型）用紙と振込依頼書を提出してください。
- (7) 中間前払金を振り込みます。

■必要書類

契約時	中間前払金希望届出書
認定請求時 (請求条件（工期の1/2を経過、他）を満たした時)	中間前払金認定請求書
	工事履行報告書
	工程表
	進捗出来高算定シート
保証証書取得後	前金払申請書/請求書（A5判横型）
	振込依頼書
	中間前払金の保証証書